

## 看護師による特定行為の包括同意についてのお願い

---

特定行為とは、医師の指示に基づいて作成した手順書に準じて、看護師が行う「診療の補助」行為であり、厚生労働省が定める38行為となっています。この行為は特定行為研修を修了し、専門的な知識・技術を身につけた看護師だけが、実践可能な診療の補助行為であり、特定看護師といえます。特定看護師が特定行為を実施するメリットは、常に患者様のお傍に存在する看護師が医療チームの一員として、患者様の状態に応じ、適切な医療を迅速かつタイムリーに提供することにあります。

## 特定行為の実施について

---

当院では、この研修を修了し、更に病院から実施することの承認を受けた特定看護師が、3行為の特定行為を実施しています。

### ▶現在当院で実施している特定行為

特定行為区分	特定行為
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
	橈骨動脈ラインの確保
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整

## 特定行為実施に関する同意について

---

上記にお示した特定行為実施へのご協力に関しましては、包括同意をもって、ご了承頂いたものと判断させていただきます。ご同意頂けない場合は、当該病棟の看護師長または患者相談窓口までお申し出ください。ご同意頂けない場合であっても、治療及び看護上の不利益を被ることはありません。特定行為の実践に関して、ご質問・ご意見やご相談がございましたら、主治医や看護師、お近くの職員へ、お気軽にお尋ねください。また患者相談窓口においても、対応しております。ご理解とご協力をお願い致します。